

## 施設基準及び加算に関するご案内

### ◆時間外対応加算について

当院では再診患者様に対して時間外対応加算を算定しております。

・診療時間外には留守番電話で対応、翌診療日に対応させていただいております。

このような取り組みから、再診時に「時間外対応加算 3(3点)」を算定させていただきます。

時間外対応加算の時間外とありますが、これは時間外のクリニックの体制に関する加算であり、再診料を算定するすべての患者様が対象であり、日中の診療時間中に受診した場合にも算定するものです。

### ◆夜間・早朝加算について

厚生労働省の診療規定に伴い、一部時間帯の診療における加算が設定されております。受診する以下の場合に診療料(初診料または再診料)に50点が加算されます。

- 平日の18時以降に来院、受診したとき。
- 土曜日の12時以降に来院、受診したとき
- 日曜日及び祝日の終日に来院、受診したとき。

予約診療を受けられる方につきましても、上記時間の該当時間の診察は同様に加算されます。

### ◆明細書発行体制等加算について

当院では医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細を無料で発行しております。

◆医療情報取得加算について(令和6年6月～)

当院ではマイナンバーカードが健康保険証として使用できオンライン資格確認を行っております。オンライン資格確認システムを利用し、患者さまが同意すれば、他院で処方されている薬剤情報や特定検診の情報等を活用して診療することができます。上記体制の整備に伴いまして「医療情報取得加算1・2・3・4」を算定致します。

○初診時 医療情報取得加算1(3点) マイナ保険証の利用無し

医療情報取得加算2(1点) マイナ保険証の利用あり

○再診時(3か月に1回)医療情報取得加算3(2点) マイナ保険証の利用無し

医療情報取得加算4(1点) マイナ保険証の利用あり

◆外来感染対策向上加算について

当院では、「外来感染対策向上加算」を算定しています。

患者様やご家族、当院の職員、その他来院者等を感染症の危険から守るため、感染防止対策に積極的に取り組んでいます。

感染防止のため、患者様にはご不便をおかけすることもあるかと存じますが、何卒ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

当院では以下の様な取り組みを行っております。

- 感染管理者である院長が中心となり、職員一同院内感染対策を推進します。
- 院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年2回実施します。
- 感染性の高い疾患(インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など)が疑われる場合は、一般診療の方と導線を分けた診療スペースを確保して対応します。

- 標準感染予防対策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- 感染対策に関して地元医師会や基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供や助言を受け、院内感染対策の向上に努めます。
- 当院は新興感染症の発生時に自治体の要請を受けて発熱患者の診療等を実施する「第二種協定指定医療機関」に指定されています。

#### ◆一般名処方加算について

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いております。

当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは、医師が患者様に必要な薬剤を、「商品名」ではなく「成分名」で表記した処方箋のことです。

ご不明な点はお気軽に医師にお問い合わせください。